

第1章

本市の概況と都市構造上の課題

1 本市の概況

(1) 広域的位置づけ、成り立ち

本市は、都心から45km圏にあり、埼玉県のほぼ中央に位置し、東は川島町、西は日高市、毛呂山町、南は川越市、鶴ヶ島市、北は東松山市、鳩山町と接しています。

市内には東武東上線の坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅及び東武越生線の西大家駅の4駅が立地していることに加えて、首都圏中央連絡自動車道坂戸IC（以下「圏央道坂戸IC」という。）及び、関越自動車道坂戸西スマートIC（以下「関越道坂戸西SIC」という。）が整備されており、交通アクセスの利便性に優れています。

本市の成り立ちは、昔から交通の要衝に位置し、江戸時代には八王子から日光に至る街道の宿場町として繁栄し、明治29（1896）年12月に町制が施行されました。昭和29（1954）年7月には、坂戸町、三芳野村、勝呂村、入西村、大家村の5町村が合併し、新生坂戸町となりました。

その後、人口増加により、昭和51（1976）年9月1日に埼玉県で39番目、全国で644番目の市として坂戸市が誕生しました。市制施行時55,000人であった人口は、都市化とともに増加し、平成18（2006）年10月には100,000人を超える都市となりました。

<広域的位置図>



出典：市HP、国土数値情報（データ基準年：令和5（2023）年1月1日）

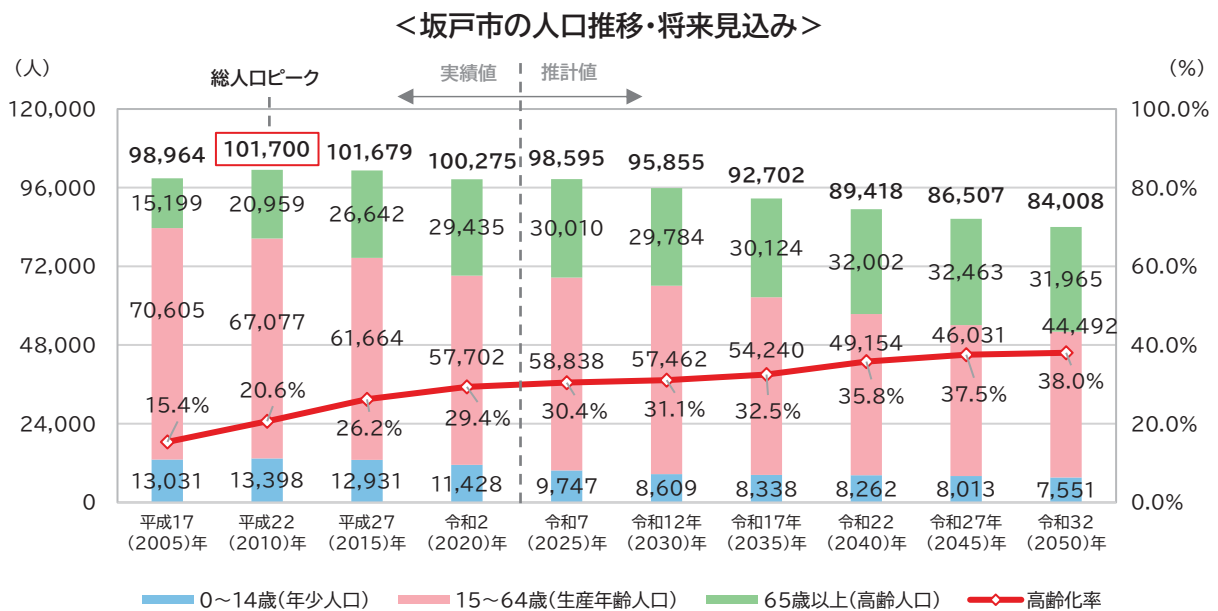
(2) 人口動向について

1) 人口の推移と将来展望

本市の総人口は、平成 22（2010）年には 101,700 人となりましたが、その後は微減傾向で推移しています。

平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけての人口構造は、高齢者が増加する一方、生産年齢人口及び年少人口が減少しており、少子高齢化の進行により多くの高齢者を少ない若年層が支える構造になっています。

今後もその傾向は続くことが見込まれています。



出典:国勢調査(平成 17(2005)年から令和 2(2020)年)、

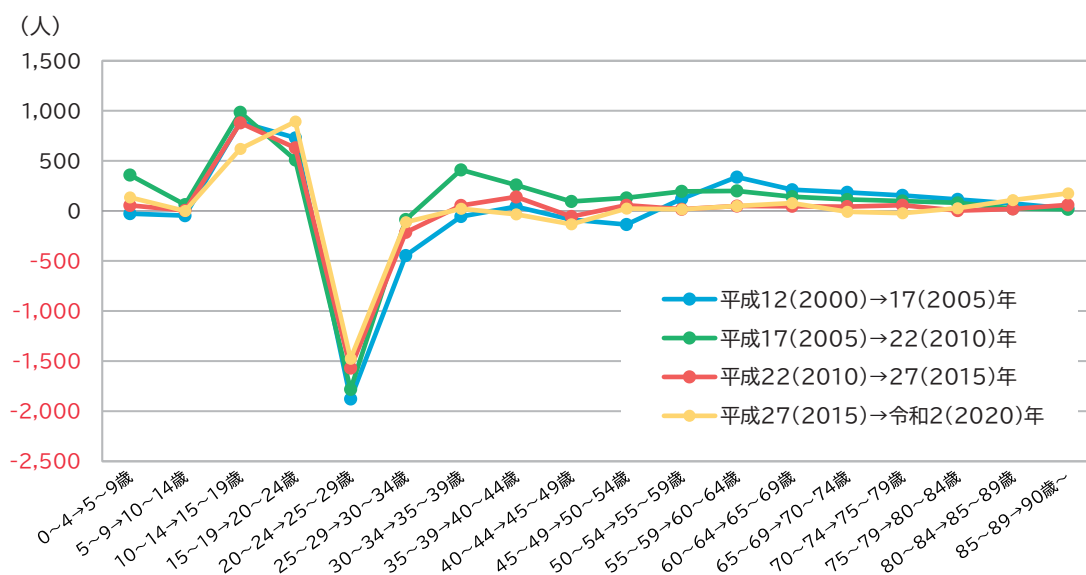
日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5(2023)年推計)

2) 年齢5歳階級別の流入・流出状況

年齢5歳階級別の純移動数をみると、平成12(2000)年から令和2(2020)年において、いずれの年度でも10～14歳及び15～19歳で転入超過となっている一方、20～24歳では大きく転出超過となっています。その他の年代では、転入数がわずかに多くなっています。

10～14歳及び15～19歳の若い世代の転入数が多い理由として、市内及び近隣大学への進学に伴う流入が、要因の一つと考えられます。一方で就職等を契機とした流出が、20～24歳の転出が多い要因と考えられます。

<年齢5歳階級別純移動数の推移>



出典：国勢調査(平成12(2000)年～令和2(2020)年)

(3) 土地利用について

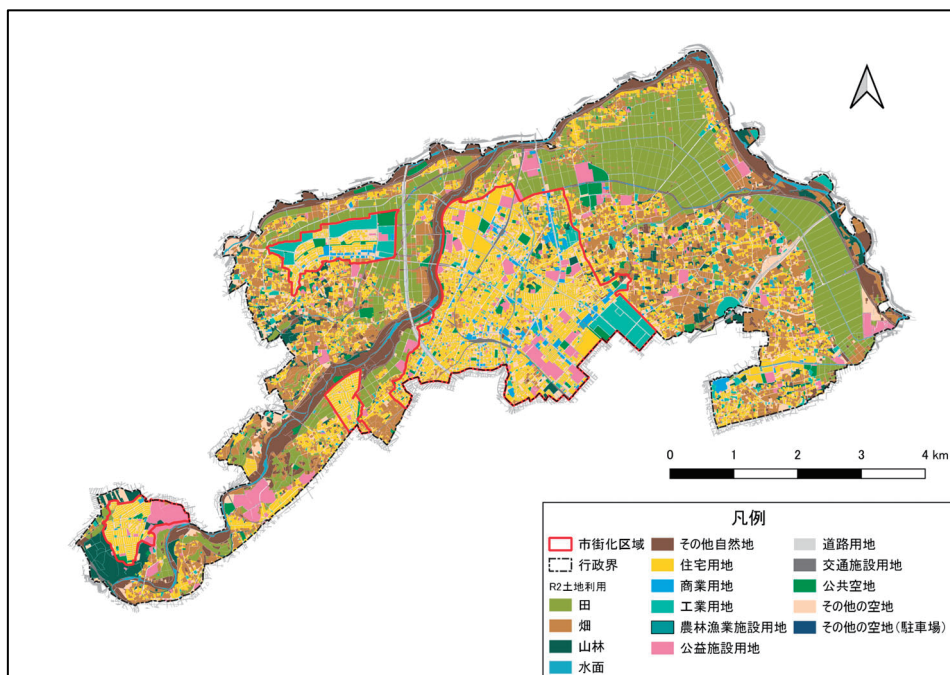
1) 土地利用現況

平成 22（2010）年と令和 2（2020）年を比較すると、入西東部土地区画整理事業等により都市的土地利用が増加しています。

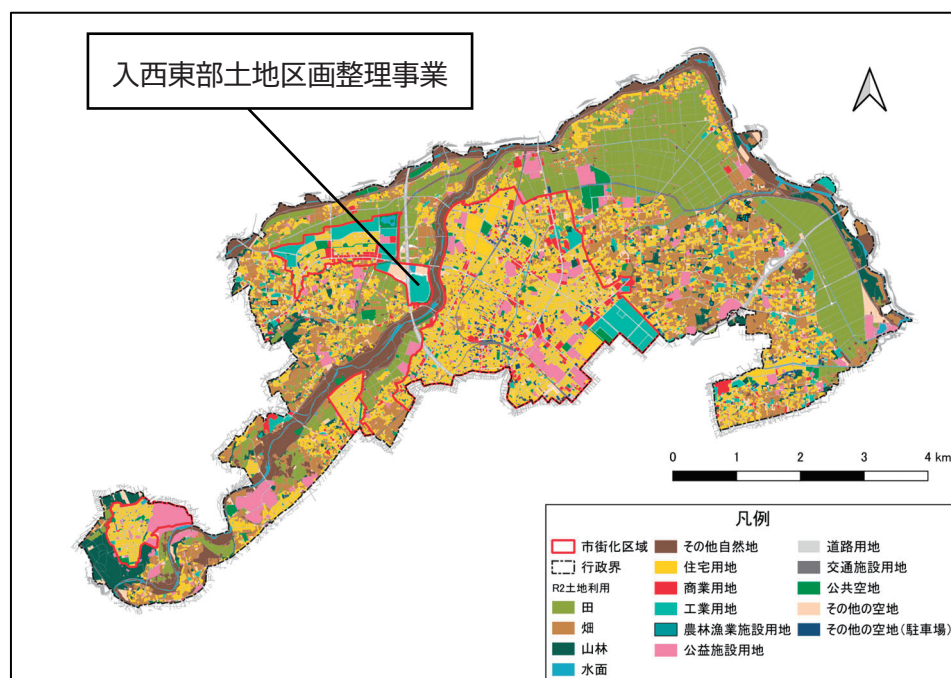
また、商業用地（37.12％）と公益施設用地（30.20％）の増加率が高くなっています。

なお、令和 2（2020）年時点で最も多い土地利用は住宅用地（22.06％）となっています。

<平成 22(2010)年 土地利用現況図>



<令和2(2020)年 土地利用現況図>



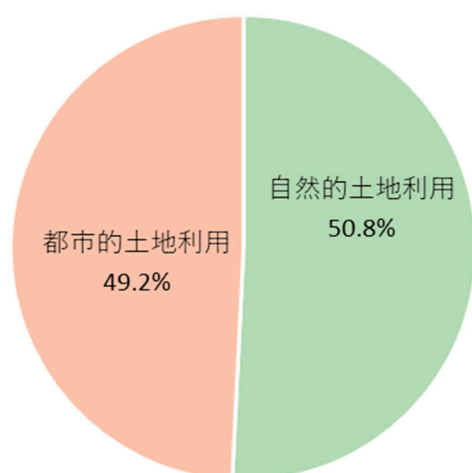
出典：都市計画基礎調査(平成 22(2010)年、令和2(2020)年)

<土地利用割合>

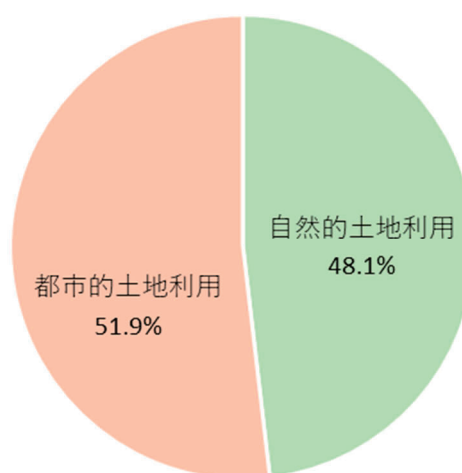
		平成 22(2010)年		令和2(2020)年		増減率(%)
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
自然的土地利用	田	774.96	18.92	702.99	17.14	-9.28
	畑	646.87	15.79	646.10	15.75	-0.12
	山林	140.40	3.43	166.11	4.05	18.31
	水面	86.35	2.11	82.75	2.02	-4.71
	その他自然地	432.26	10.55	376.79	9.19	-12.83
都市的土地利用	住宅用地	838.16	20.46	904.91	22.06	7.96
	商業用地	60.86	1.49	83.45	2.03	37.12
	工業用地	149.27	3.64	162.77	3.97	9.04
	農林漁業施設用地	データなし	データなし	3.98	0.10	—
	公益施設用地	180.61	4.41	235.16	5.73	30.20
	公共空地	78.88	1.93	81.45	1.99	3.26
	道路用地	533.72	13.03	503.63	12.28	-5.64
	交通施設用地	16.00	0.39	12.93	0.32	-19.19
	その他の空地	158.66	3.87	138.98	3.39	-12.40
合計		4097.00	100.00	4102.00	100.00	

<都市的土地利用と自然的土地利用の割合>

<<平成 22(2010)年>>



<<令和2(2020)年>>



出典:都市計画基礎調査(平成 22(2010)年、令和2(2020)年)

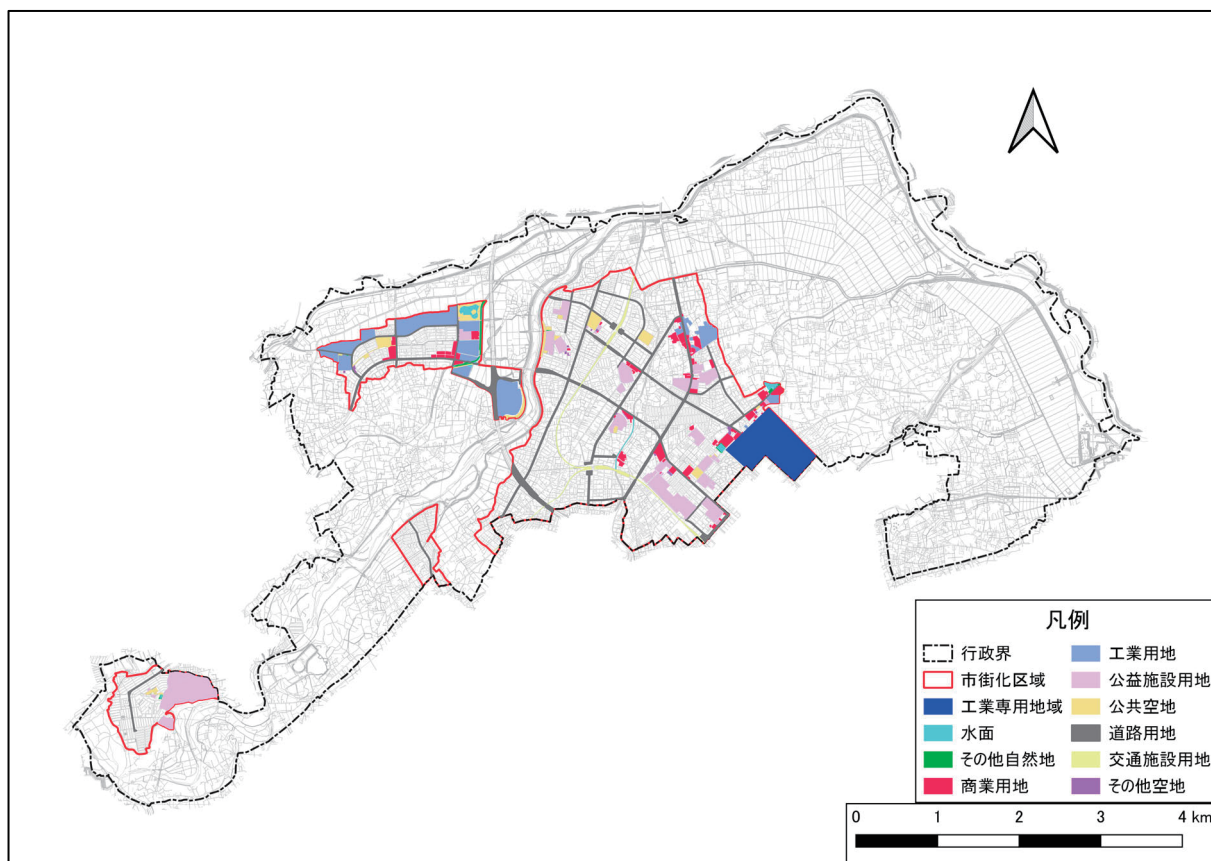
2) 非可住地の状況

本市の市街化区域内の非可住地は、市街化区域(1,116.4ha)のうち31.0%(345.7ha)となっています。

最も多い非可住地の土地利用は工業用地で103.3haとなっており、次いで公益施設用地が72.3ha、道路用地が62.5haとなっています。

また、工業用地と工業専用地域を合わせると206.6haとなります。

<非可住地の状況>



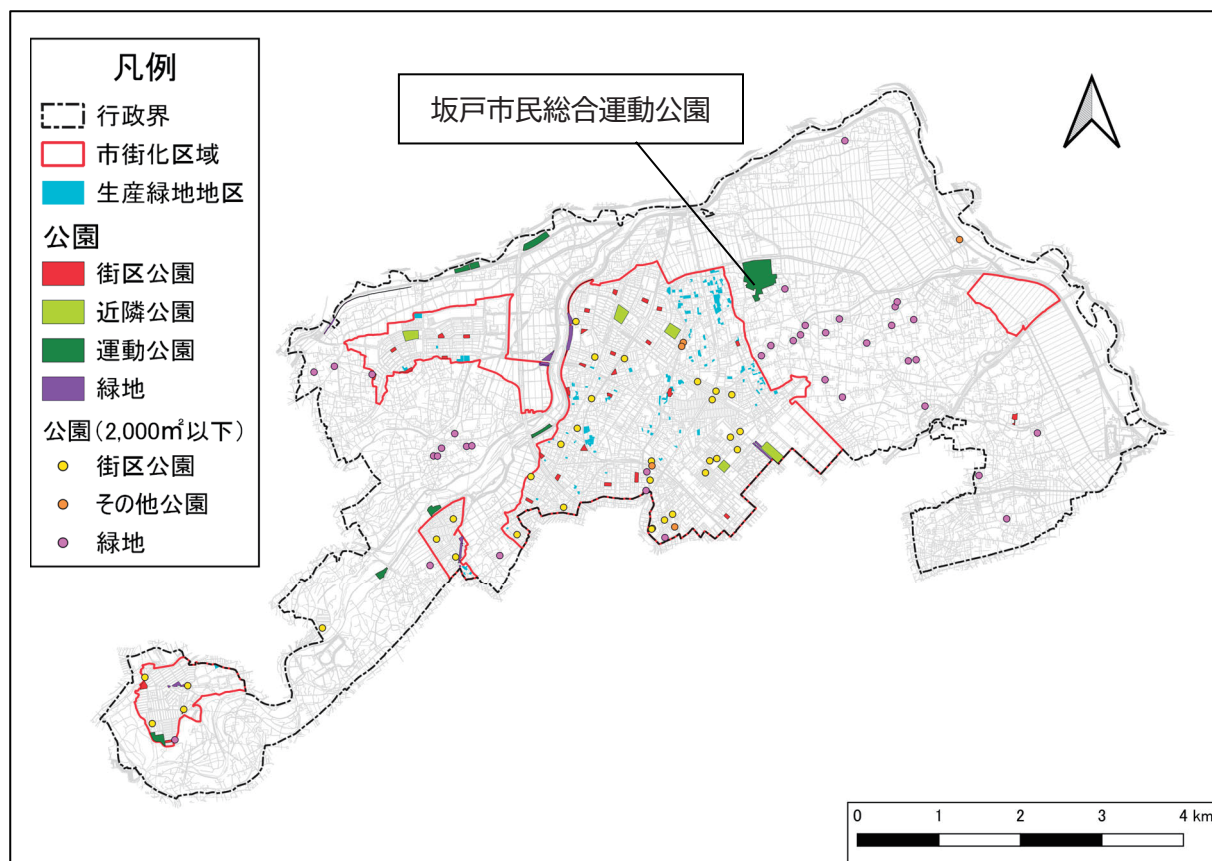
出典:都市計画基礎調査(令和2(2020)年)、坂戸市資料

3) 公園・緑地の整備状況

本市は都市計画公園・緑地が51か所(20.3ha)立地しています。また、本市の北部には10.2haの坂戸市民総合運動公園があります。

都市計画公園以外の公園・緑地は88か所(34.6ha)立地しています。そのうち、未開設の公園が11か所(1.63ha)あります。

<公園・緑地の整備状況図>



分類	面積(ha)	か所数
都市計画公園・緑地	20.3	51
都市計画公園以外の公園・緑地	34.6	88
未開設公園	1.63	11

出典:坂戸市資料

(4) 産業（商・工・農）について

1) 商業の推移

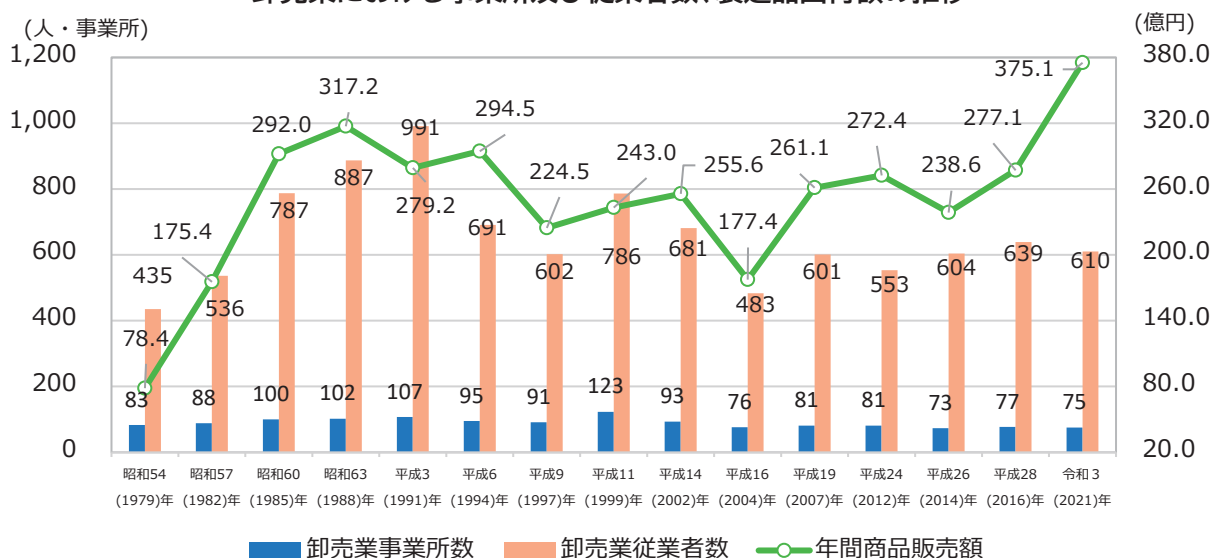
卸売業の従業者数は平成 3（1991）年以降減少傾向にあり、令和 3（2021）年と比較すると 381 人（38.4%）減少しています。

年間商品販売額は増減を繰り返しているものの、令和 3（2021）年は 375.1 億円と最高値を記録しており、次点の昭和 63（1988）年と比較しても、1 人当たりの年間商品販売額（卸売業の年間商品販売額÷卸売業従業者数）が高くなっています。

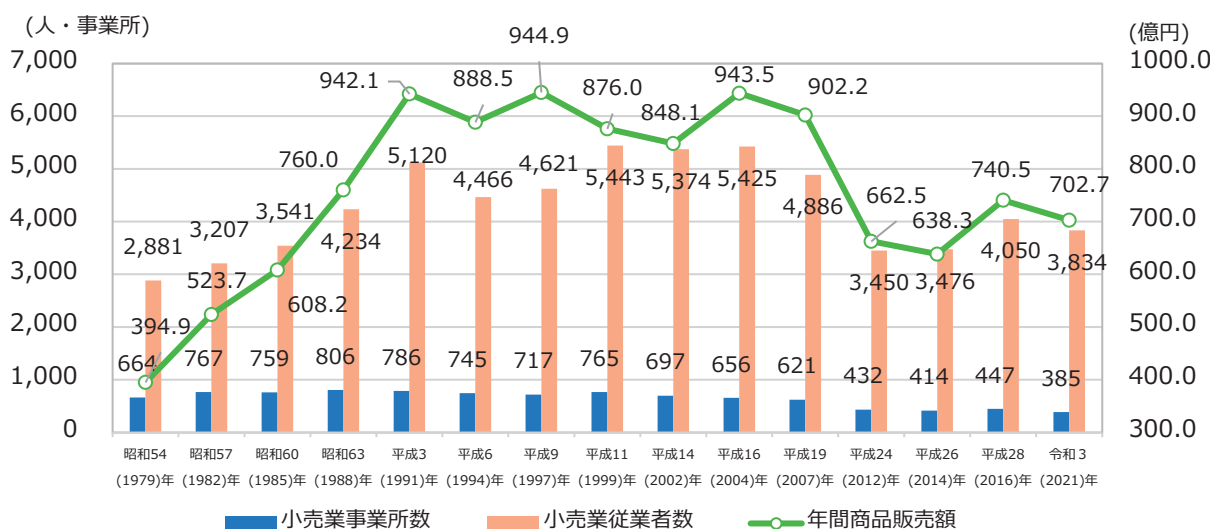
小売業は、従業員数と年間商品販売額が平成 16（2004）年を境に減少していますが、1 人当たりの年間商品販売額（小売業の年間商品販売額÷小売業従業員数）は平成 16（2004）年が 0.17 億円、令和 3（2021）年が 0.18 億円と増加しています。

事業所数は昭和 63（1988）年以降減少傾向であり、昭和 63（1988）年の 806 事業所から、令和 3（2021）年には半数以下の 385 事業所に減少しています。

＜卸売業における事業所及び従業者数、製造品出荷額の推移＞



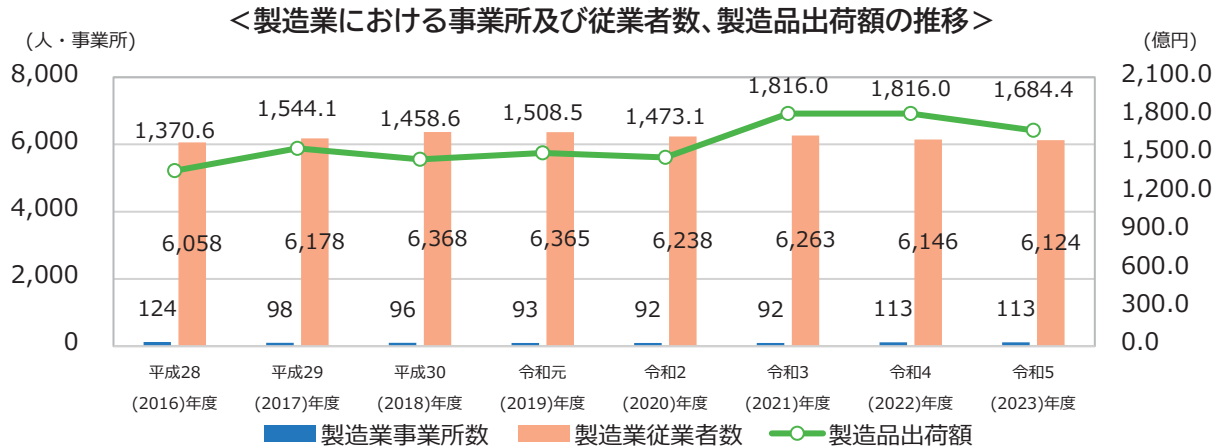
＜小売業における事業所及び従業者数、製造品出荷額の推移＞



出典：商業統計調査、経済センサス活動調査(昭和 54(1979)年～令和 3(2021)年)

2) 製造業の推移

本市の製造業事業所数は、平成 28（2016）年度以降減少傾向にありましたが、令和 4（2022）年度には増加に転じて 113 事業所となっています。一方、従業者数は平成 30（2018）年度の 6,368 人をピークに減少傾向で推移しています。また、製造品出荷額は年度ごとに差があるものの、平成 28（2016）年度を除き毎年おおむね 1,500 億円で推移していましたが、令和 3（2021）年度には 1,816 億円に急増し、令和 5（2023）年度には 1,684 億となっています。

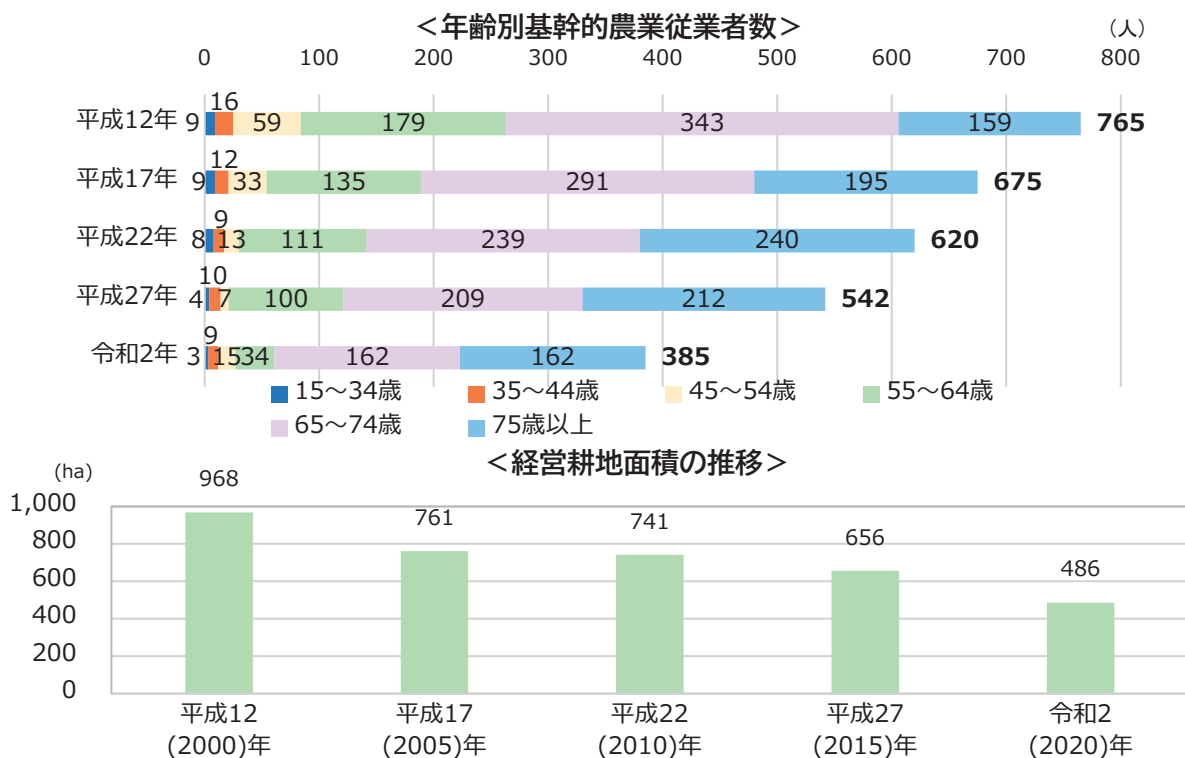


出典：(令和 3(2021)年度まで)経済センサス、工業統計調査、(令和4(2022)年度)経済構造実態調査

3) 農業の推移

年齢別基幹的農業従業者は、平成 12（2000）年の 765 人から令和 2（2020）年には 385 人へと約 5 割減少しています。年齢構成は令和 2（2020）年には 65 歳以上が 8 割以上を占めており、高齢化が進んでいます。

経営耕地面積も農業従事者の減少に伴い減少しており、平成 12（2000）年と令和 2（2020）年を比較すると 482ha（49.8%）減少しています。



出典：農林業センサス(第 2 次坂戸市農業振興ビジョン)

(5) 道路・交通について

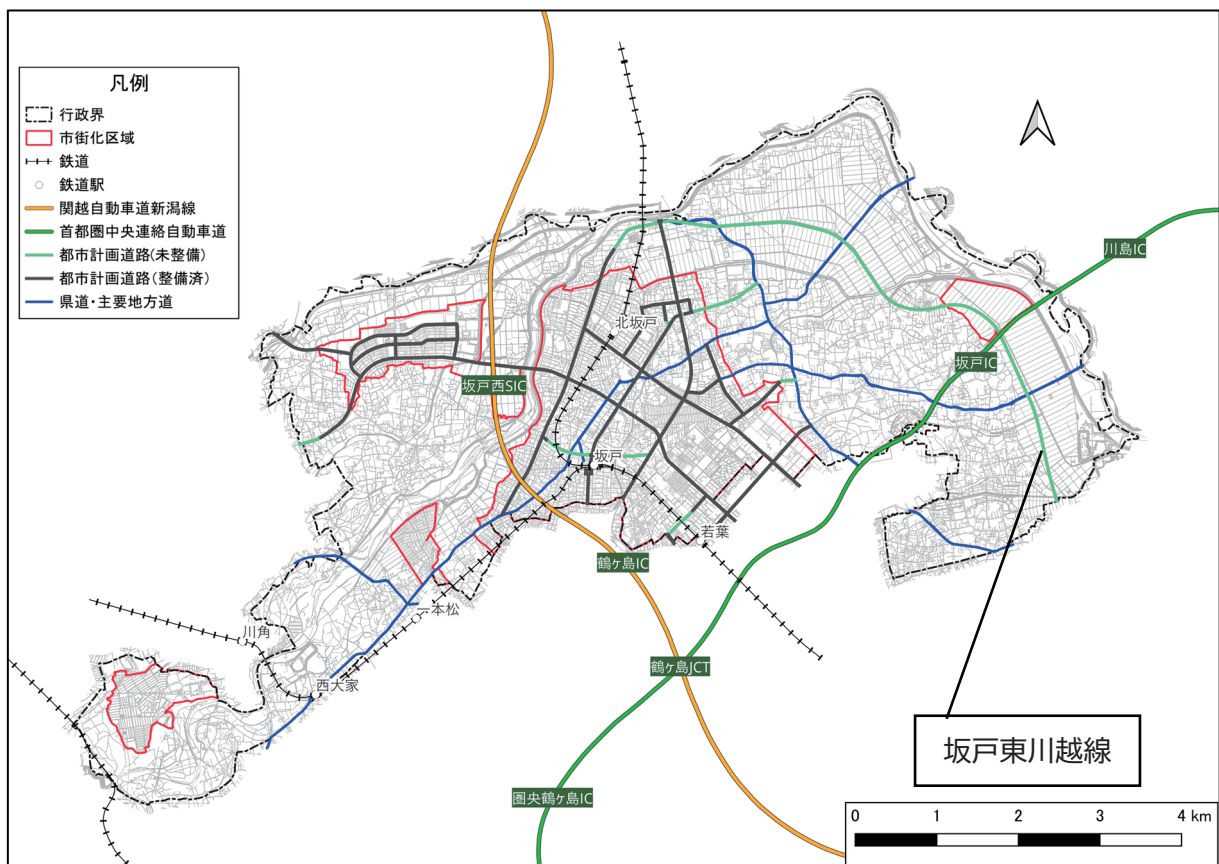
1) 広域交通網・都市計画道路

本市は、圏央道坂戸 IC や関越道坂戸西 SIC をはじめ、東武東上線や東武越生線による広域を結ぶ道路・鉄道網が形成されています。

また、都市計画道路は、24 路線(41,990m)が都市計画決定されており、そのうち 77.2% が供用済みとなっています(供用済み道路延長：32,412m)。

このうち、坂戸東川越線は暫定 2 車線で供用しており、都市計画決定とおりの幅員での供用がされていないことから、当該都市計画道路を含めない場合、供用延長は 31,339m となります(供用率：74.6%)。

<広域交通網・都市計画道路状況図>



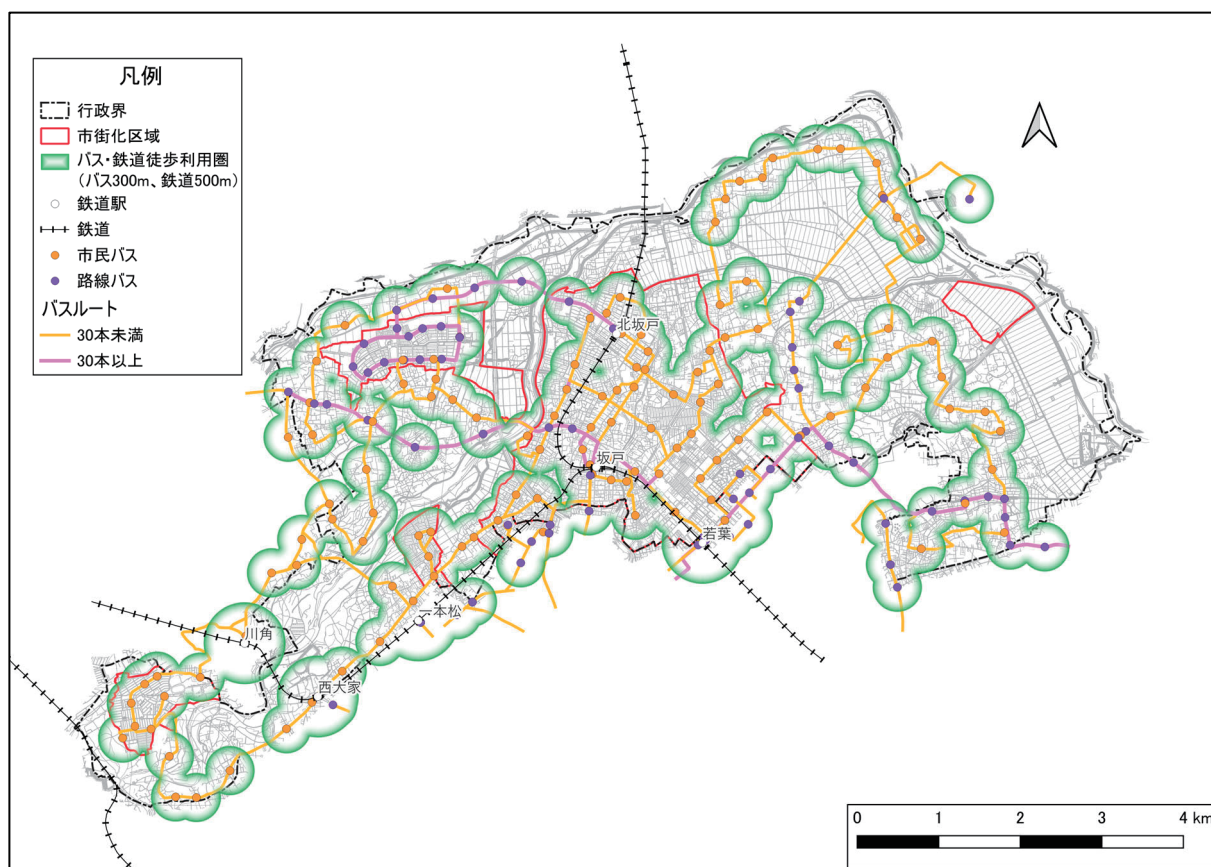
2) 公共交通網

市内を運行するバスは、民間の路線バスが2路線と、本市が運行している市民バス（さかっちバス3路線、さかっちワゴン6路線）が9路線です。

バスルートは、市街化区域内をおおむねカバーしていますが、基幹的な公共交通の基準である1日片道30本以上の路線※は、坂戸地区や入西地区、三芳野地区を主として運行しています。

また、市民バスについては利用者の減少や燃料費高騰等の理由から、補助金を運行事業者に交付することによって運行の維持を図っています。

<公共交通網図>



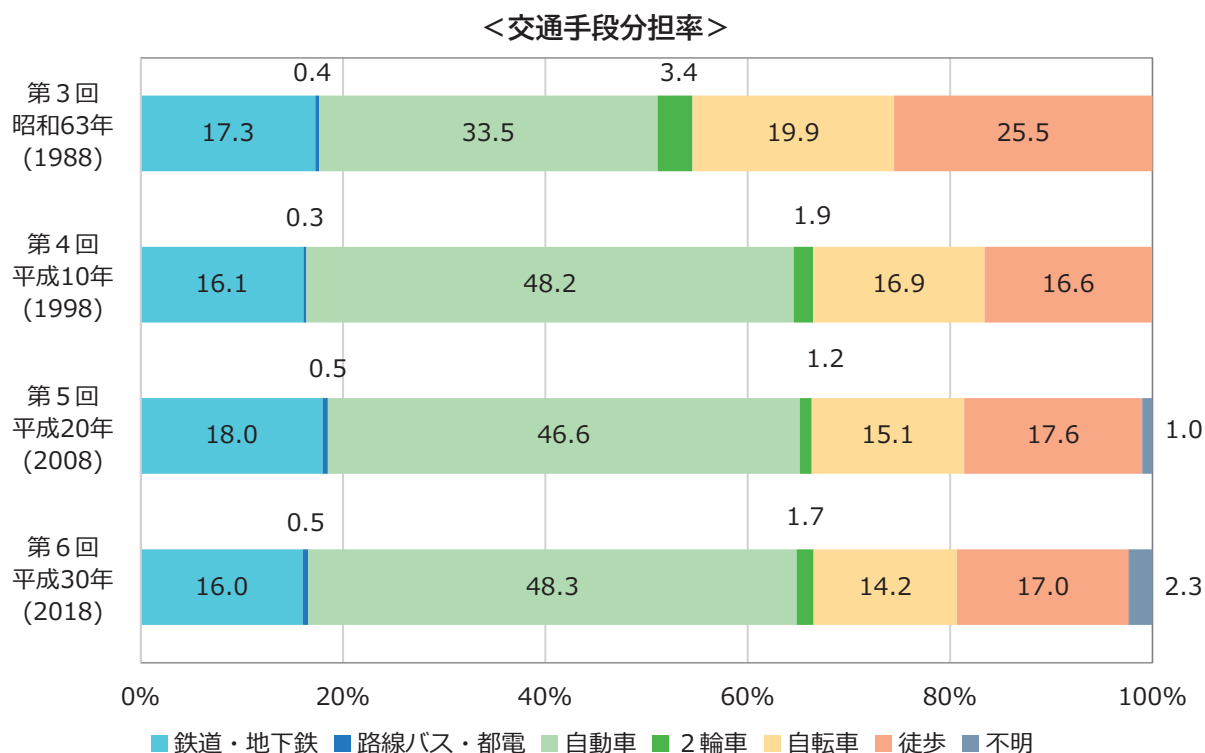
出典:坂戸市資料

※都市構造評価に関するハンドブックより

3) 交通手段分担率

交通手段は、各調査年ともに自動車が多くなっています。

一方で、鉄道・地下鉄、路線バスといった公共交通や自転車、徒歩はいずれも減少傾向で推移しています。



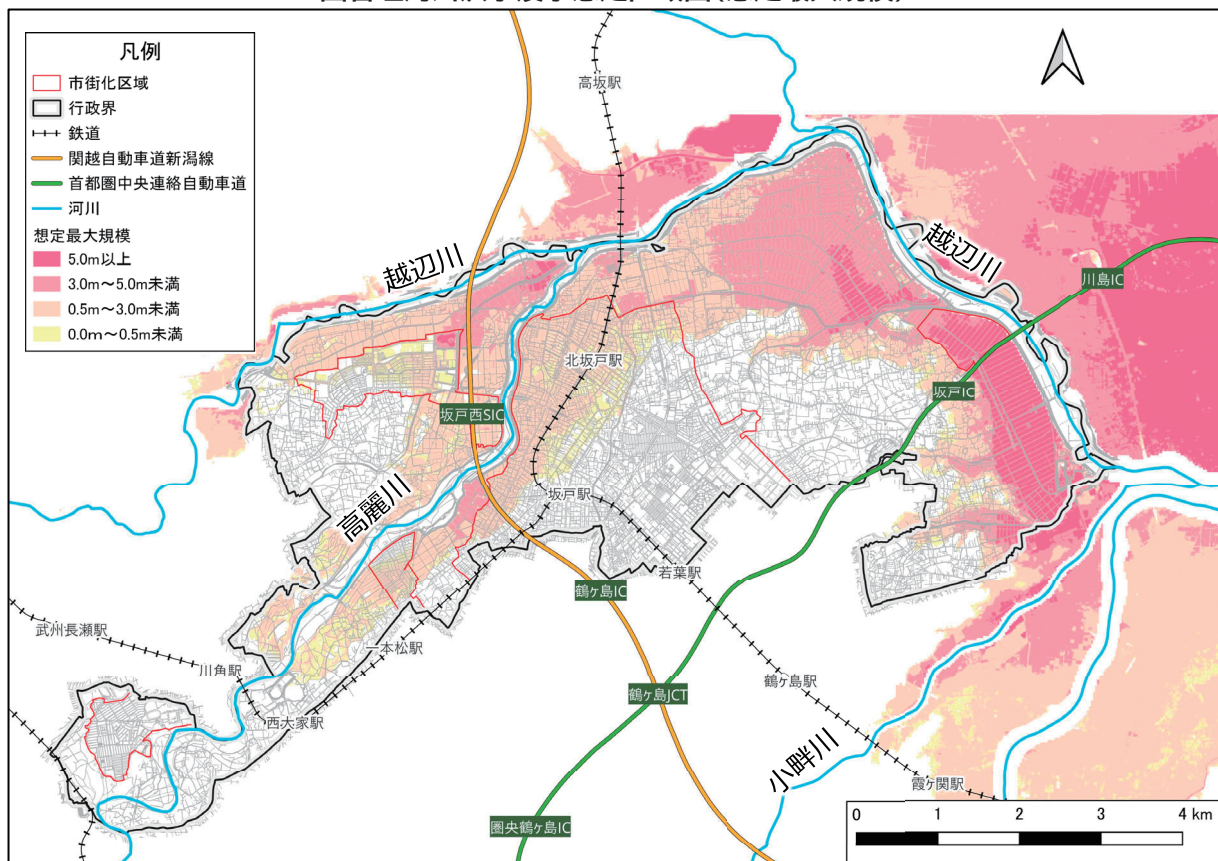
出典:第3回、第4回、第5回、第6回パーソントリップ調査(昭和63(1988)年～平成30(2018)年)

(6) 災害について

1) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(国管理河川:越辺川、高麗川、小畔川)

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域について、市内の越辺川沿岸の一部地域では、浸水深 5.0m 以上となることが想定されており、北坂戸駅西側等の市街化区域内の地域においても、浸水深 0.5～3.0m 未満となることが想定されています。

<国管理河川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)>



※荒川水系荒川(河口から上流 89.8k まで)と支川の入間川(荒川合流点から上流 16.1k まで)、越辺川(入間川合流点から 15.0k まで)、小畔川(越辺川合流点から 5.3k まで)、高麗川(越辺川合流点から 6.4k まで)、都幾川(越辺川合流点から 6.6k まで)の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面

※現時点の荒川水系の河道及び二瀬ダム・滝沢ダム・浦山ダム・合角ダム・有間ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況等を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により荒川及び入間川流域が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

【対象河川】

荒川水系荒川 実施区間：(左岸) 埼玉県深谷市荒川から海まで (右岸) 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで

荒川水系入間川 実施区間：(左岸) 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで
(右岸) 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで

荒川水系越辺川 実施区間：(左岸) 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで
(右岸) 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林から入間川への合流点まで

荒川水系小畔川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで

荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで

荒川水系都幾川 実施区間：(左岸) 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで
(右岸) 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで

【指定年月日】荒川・小畔川：平成 28 (2016) 年 5 月 30 日

入間川・越辺川・高麗川・都幾川：令和元 (2019) 年 6 月 20 日

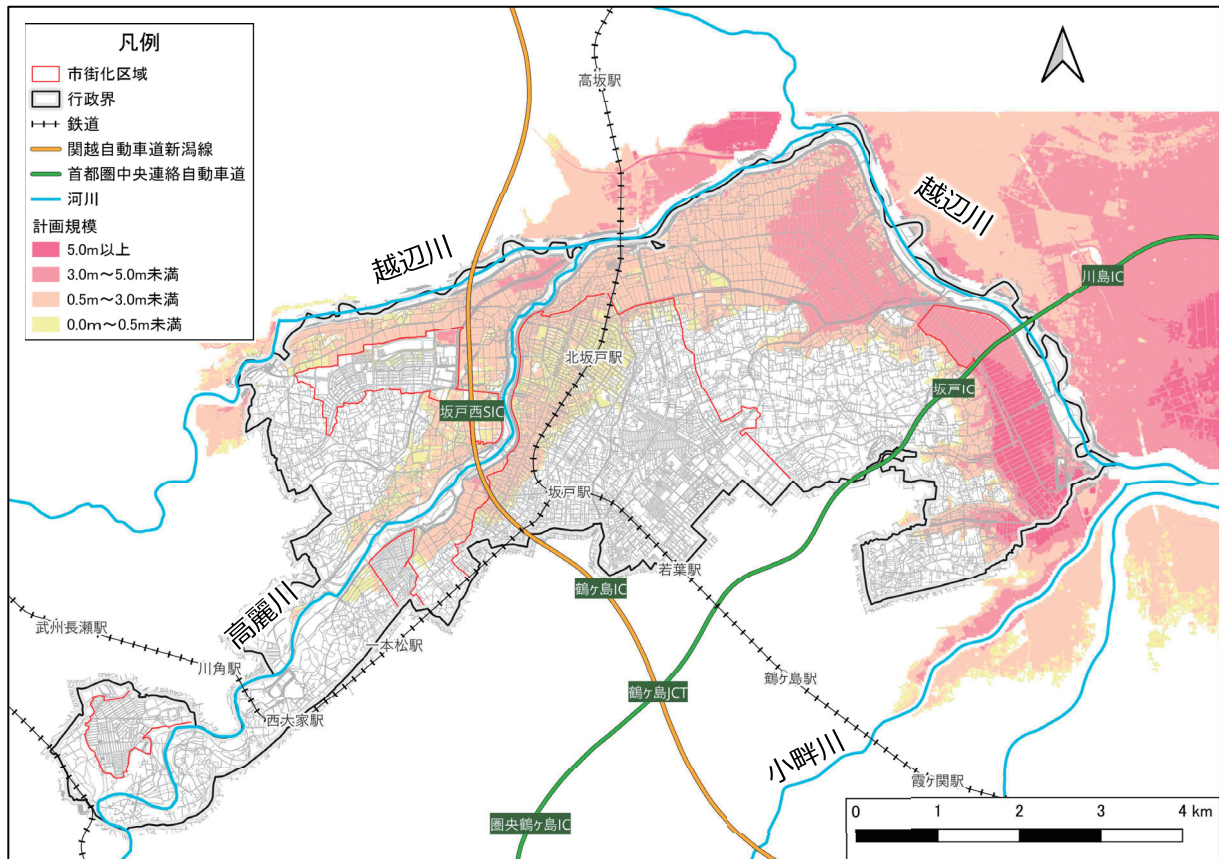
【想定降雨】荒川流域の 3 日間総雨量 632mm、入間川流域の 3 日間総雨量 740mm

出典:洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)(令和元(2019)年6月)

2) 洪水浸水想定区域（計画規模）（国管理河川：越辺川、高麗川、小畔川）

計画規模降雨による洪水浸水想定区域について、越辺川及び高麗川沿いに 0.5～3.0m 未満の浸水深が広がっています。横沼や紺屋等では 5.0m 以上の浸水深が想定されており、赤尾や小沼等では 3.0～5.0m 未満の浸水深が想定されています。

<国管理河川洪水浸水想定区域図(計画規模)>



※荒川水系荒川（河口から上流 89.8k まで）と支川の入間川（荒川合流点から上流 16.1k まで）、越辺川（入間川合流点から 15.0k まで）、小畔川（越辺川合流点から 5.3k まで）、高麗川（越辺川合流点から 6.4k まで）、都幾川（越辺川合流点から 6.6k まで）の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた計画規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面

※現時点の荒川水系の河道及び二瀬ダム・滝沢ダム・浦山ダム・合角ダム・有間ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率（荒川では 1/200（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/200（0.5%））、入間川流域では 1/100（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100（1.0%）））に伴う洪水により荒川及び入間川流域が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

【対象河川】

荒川水系荒川 実施区間：（左岸）埼玉県深谷市荒川から海まで （右岸）埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで

荒川水系入間川 実施区間：（左岸）埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで
（右岸）埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで

荒川水系越辺川 実施区間：（左岸）埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで
（右岸）埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林から入間川への合流点まで

荒川水系小畔川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで

荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで

荒川水系都幾川 実施区間：（左岸）埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで
（右岸）埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで

【指定年月日】荒川、小畔川：平成 28（2016）年 5 月 30 日

入間川、越辺川、高麗川、都幾川：令和元（2019）年 6 月 20 日

【想定降雨】荒川流域の 3 日間総雨量 516mm、入間川流域の 3 日間総雨量 462mm

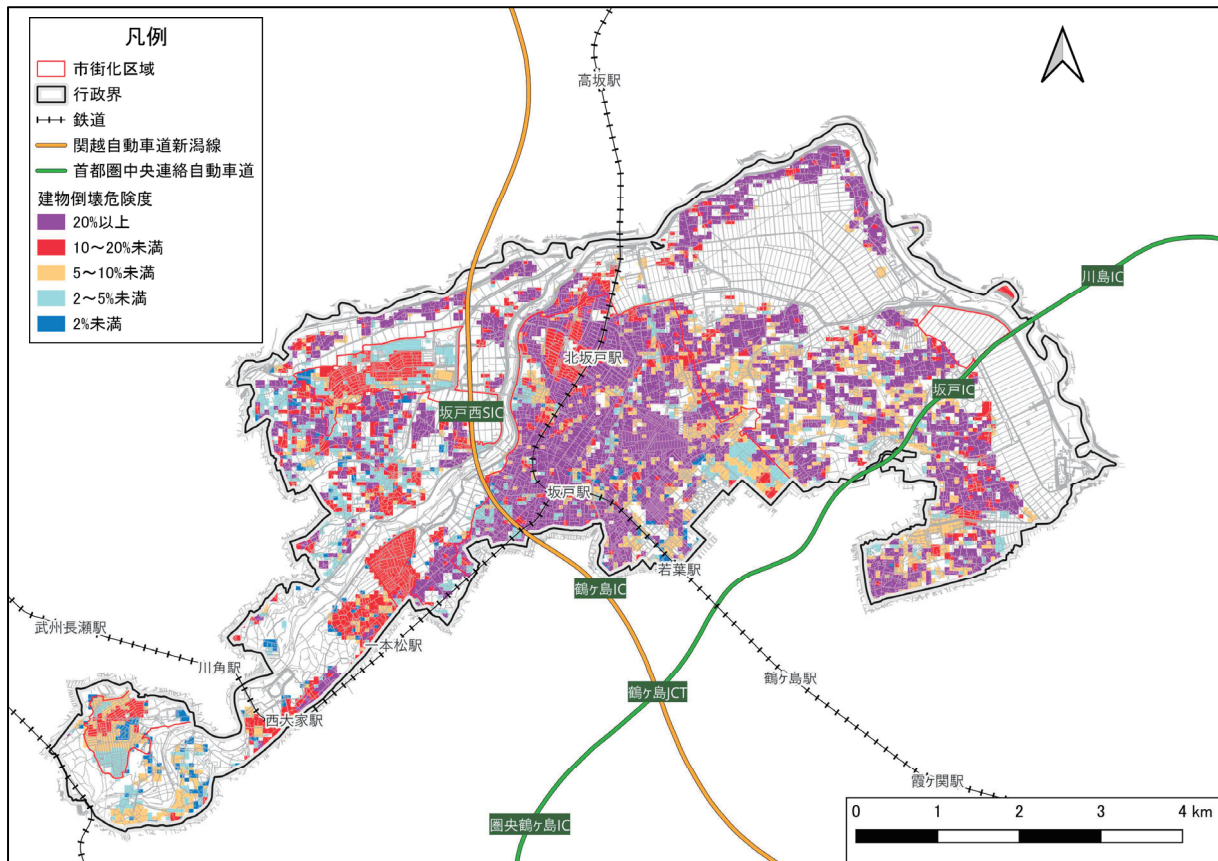
出典：洪水浸水想定区域図（荒川上流河川事務所）（令和元（2019）年 6 月）

3) 建物倒壊危険度

本市で最も影響が大きいと想定される、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）（マグニチュード 8.1）が発生した場合、市街化区域内のほぼ全域で建物倒壊の危険性が想定されており、特に中心市街地では建物倒壊危険度が 20%以上の地域が広がっています。

また、全壊する建物棟数は 1,029 棟、半壊する建物棟数は 3,325 棟と想定されています。

<建物倒壊危険度図(関東平野北西縁断層帯地震)>



出典:平成 24(2012)・25(2013)年度埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

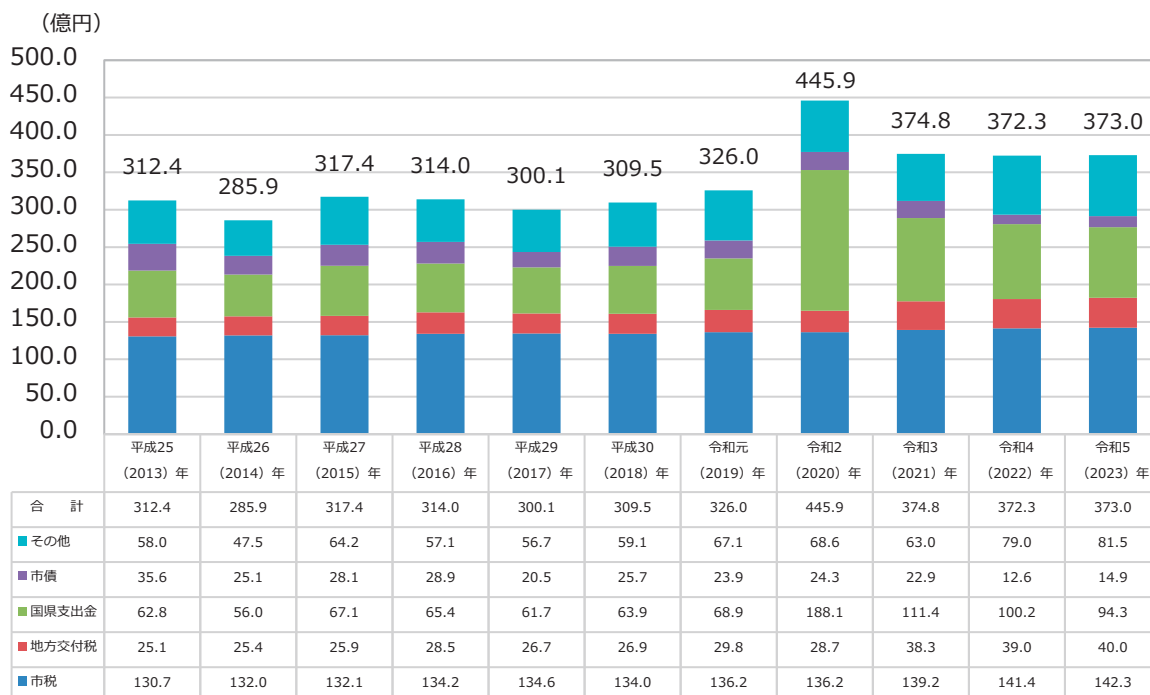
※地震調査研究推進本部地震調査委員による追加調査により、本断層帯と元荒川断層帯を合わせた断層帯は、深谷断層帯・綾瀬川断層帯に二分され、調査及び評価がなされている。本計画中は県被害想定調査による予測結果を使用するため、前身である関東平野北西縁断層帯地震として記載をしている。

(7) 財政について

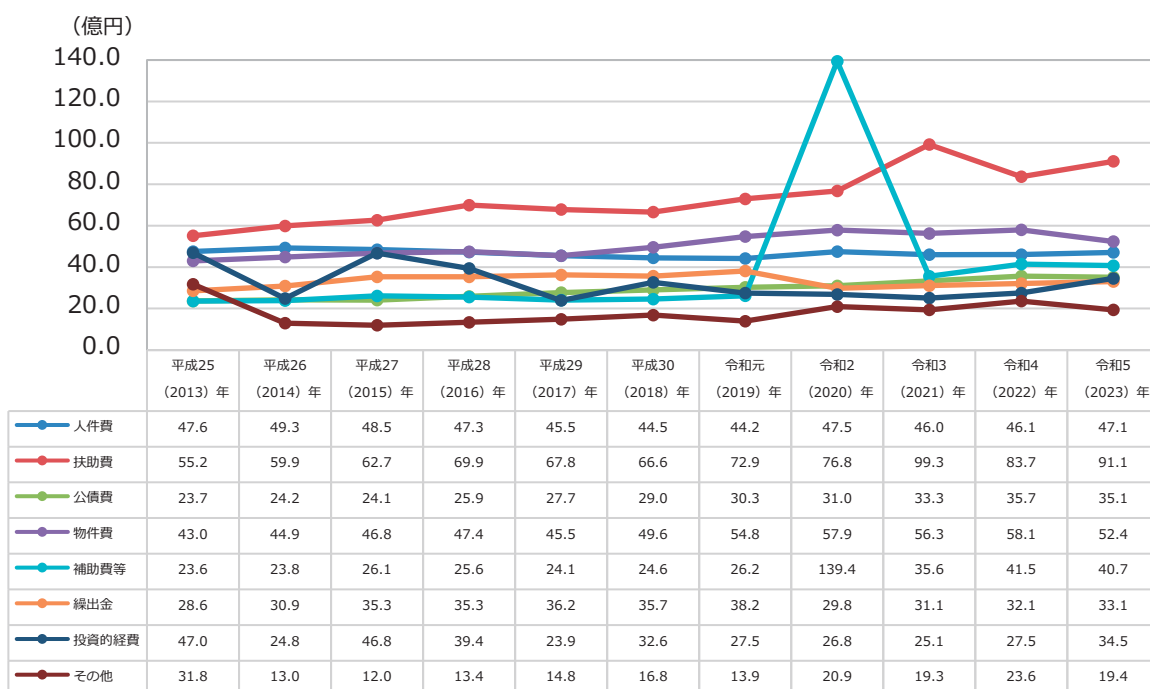
歳入は、基幹部分である市税に係る個人市民税や固定資産税の増加により、平成 25 (2013) 年度以降から増収傾向となっています。しかし、将来的な人口減少の進行に伴って税収の減少が見込まれます。

歳出は、高齢化の進行等に伴い扶助費の占める割合が年々高まっており、平成 25 (2013) 年度以降から増加傾向となっています。

<歳入の推移>



<歳出(性質別)の推移>



出典: 坂戸市資料

2 考慮すべき社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化

1) 全国的な人口減少・少子高齢化の進行

令和2（2020）年国勢調査では、令和2（2020）年の日本の総人口は約1.26億人（平成27（2015）年から94.9万人減、0.7%減）となっており、全国的に人口減少が進行しています。併せて、少子高齢化も一層進行し、生産年齢人口の減少により経済規模が縮小しています。

また、今後の人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化等に伴う経常的な社会保障関連経費の増加により、社会資本整備に充てる予算はより一層減少することが懸念されることから、道路や公園をはじめとした公共施設の老朽化等に対応するため、公共投資や行政サービスの効率的・効果的な提供・維持が求められています。

そのため、適正な範囲内で都市機能の集約と居住地の誘導を図ることで、市民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政サービスの効率化等の持続可能なまちづくりが求められています。

2) 空き家・空き地の増加

全国的な人口減少などに伴う空き家・空き地の増加により、低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生し、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力の低下等の「都市のスポンジ化」が顕在化しています。このような状況に対応するため、空き家・空き地の調査や指導とともに、特に将来的に急増することが想定される空き家については住宅ストックの利活用や「特定空家等」及び「管理不全空家等」の認定による是正命令等、空き家対策が求められています。

(2) 自然災害

1) 頻発化・激甚化する自然災害への対応

気候変動の影響により、大型台風や集中豪雨等の水害が頻発する中、切迫する首都直下地震等、今まで経験したことのない大規模自然災害が予測されていることから、被害を最小限にするため、行政や市民をはじめとした多様な主体との連携・協働による防災・減災対策が求められています。

今後は、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害に備えるため、都市基盤整備や避難所の確保等のハード面とともに、ハザード情報の周知や防災体制整備といったソフト面の見直し等、防災対策の強化が求められています。

（3）環境問題

1）グリーンインフラの推進

人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な社会の形成や安全・安心な国土形成が必要とされていることから、自然環境が持つ景観形成、気温上昇の抑制、地域振興、防災といった各種機能を賢く利用するグリーンインフラの考え方に基づく、自然環境の保全が求められています。

2）脱炭素社会の実現

近年の頻発化・激甚化する自然災害や異常気象は、地球温暖化による気温上昇に起因すると考えられており、平成 27（2015）年 12 月に採択されたパリ協定において、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等が規定されました。これを踏まえ、国では令和 2（2020）年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にすることを目指す「カーボンニュートラル宣言」がなされました。

本市においても令和 4（2022）年 9 月 22 日に、「2050 年までの脱炭素社会の実現」に全力で取り組み、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を制定しており、市民・事業者・行政が一体となった取組が求められています。

（4）官民連携のまちづくり

1）市民や事業者等との協働によるまちづくりの推進

地域価値の向上を図るため、市民・事業者・地権者等による主体的な取組であるエリアマネジメント、公共施設の建設・維持管理・運営の際に民間資金やノウハウ等を活用する PPP（官民連携）が求められています。

（5）急速な技術革新

1）デジタル社会の実現

今後、ICT や AI、新型コロナウイルス感染拡大を契機に加速化した DX の推進等による生産性向上が期待されています。まちづくり分野においては、交通混雑情報や遅延情報の提供、自動運転による交通安全性の向上が可能となる超スマート社会（Society 5.0）の実現等、進化が目覚ましいデジタル技術を様々な分野において活用・導入することが求められています。

（6）持続可能な社会の実現

1）SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年～令和 12（2030）年の 15 年間で持続可能な社会を実現するために掲げた国際目標です。国際目標は、産業と技術革新の基盤づくりや住み続けられるまちづくり等の様々な課題を包括的に掲げた 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

本市においても、まちづくりと関連する目標を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組むことが求められています。

3 まちづくりの課題

これまでの整理・分析を行った結果から、本市の将来のまちづくりを考える上で重視すべき視点を整理します。

(1) 「まちの構造」に関する課題

本市はこれまで、計画的な住宅地整備等により人口を維持してきましたが、今後は全国的な傾向と同様に人口減少・少子高齢化が進行していくものと見込まれています。これに伴って、地域コミュニティの希薄化やまちの活力低下等を招き、都市全体の活力が低下することが懸念されます。

一方、北坂戸地区では、「坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業基本計画」による多世代交流拠点や新たな都市公園等の整備が具体化しており、都市機能の集約による拠点性の向上により、定住人口の増加などの波及効果が期待されています。

そのため、これらの状況を最大限受け止め、都市活力の維持・向上を図るため、まちなかの拠点性や市内外の道路ネットワークの向上による、コンパクトなまちづくりを引き続き推進する必要があります。また、公的未利用地等の方向性・活用検討なども含めた人口動向に基づく戦略的な土地利用のもと、住・商・工・農の多様な土地利用がそれぞれに適切な規模を持つことにより、まちづくりの構造的な面から市内全体の活力創出につなげ、持続可能性を高める取組が求められます。

郊外部においても、地域ごとのコミュニティの持続可能性を確保するため、日常生活やコミュニティを支える施設の維持、効率的な道路ネットワークの形成、徒歩や自転車利用を促すウォーカブルな環境整備等が求められます。

《主要課題》

- 拠点性向上と道路ネットワークの形成による、コンパクトなまちづくりに向けた継続的な取組の推進
- 長期末着手の土地区画整理事業施行区域や都市計画道路等における、今後の方向性と活用の検討
- 戦略的な土地利用による産業振興と身近な雇用の場の確保

(2) 「まちの生活」に関する課題

本市では、郊外部の住宅地や駅周辺の大規模団地のみならず、全市的に人口減少が進むとともに、高齢化率の上昇が見込まれています。また、市内や近隣の大学進学に伴う人口の流入が見込める一方で、就職等を機に一齐に人口が流出してしまう傾向や郊外部の住宅地が飛び市街地であるため、スーパー等の施設立地の持続性が、団地の居住人口の推移に左右されやすいといった特徴を有しています。

そのため、今後のまちづくりにおいては、人口動向や土地利用など、より細かなエリアごとに将来起こり得る課題を把握しながら、利便性の高い交通環境を生かした企業誘致による雇用の場の確保や ICT、AI の活用、地域特性に応じた生活利便性の確保等により、良好な住環境の創出に向けた施策が求められます。

また、市街化調整区域の既存集落地において、住環境を維持するとともに、買い物等における利便性を確保するため、公共交通ネットワークの形成等、誰もが快適に日常生活を過ごすことができるような取組が求められます。

《主要課題》

- 企業誘致策の継続や適切な土地利用による操業環境の維持・向上の推進
- 子育て世帯等の若い世代を中心とした定住促進策の推進に向けた、生活サービス施設の確保等による良好な住環境の形成
- 公共交通ネットワークの形成など、円滑な移動環境の維持・向上

(3) 「まちの安全」に関する課題

近年の全国的な自然災害の頻発化・激甚化による懸念は本市も例外ではなく、令和元年東日本台風による被害など、台風や集中豪雨による河川氾濫や大規模地震に伴う災害に対応すべく、都市の防災性・減災性の向上が求められます。

また、多世代が安心して暮らせるよう、バリアフリーの推進をはじめ、地域コミュニティと連携した防犯力の向上、交通事故の未然防止に向けた道路環境の改善等が求められます。

《主要課題》

- 自然災害に対応した防災性・減災性の向上
- 坂戸市立地適正化計画の居住誘導区域内における災害リスクの再検証と、必要な対策の推進
- 都市内の防犯力の向上、交通安全に資する環境改善

(4) 「まちの自然・景観」に関する課題

本市には、高麗川や越辺川、城山の森をはじめとした豊かな自然があり、多様な生物の貴重な生息・生育の場となっているほか、市街地には屋敷林、社寺林などのみどりが多く点在するとともに、市街化調整区域の既存集落地周辺には水田を中心とした田園風景が広がるみどり豊かな郷土の景観を形成しています。

また、市民の愛着と誇りをもって受け継がれてきた地域に息づく社寺や史跡、祭事など、ふるさとの資源も多く残されています。

そのため、今後のまちづくりにおいては、これらの自然や地域資源の適切な維持・保全を図るとともに、有効に活用していくことが求められます。

《主要課題》

- 清流や山林、多様な機能を有する農地等の自然や歴史・文化資源の保全・活用
- 自然や地域資源を生かした景観づくりの推進
- 美しく豊かな自然が身近に感じられる、都市と自然が調和したまちづくりの推進

(5) 「まちの運営」に関する課題

社会全体が目まぐるしく変化する中で、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、魅力あるまちづくりを行うことが必要です。

また、財源の確保が課題となる中、道路や公園をはじめとした公共施設等の都市ストックを維持・更新しながら、計画的かつ効果的に利活用していくことが必要です。

そのため、本市の都市としての持続性を高めていくためには、これまで市民やNPO等のまちづくり団体、事業者、大学等との協働によって、創り上げ蓄積してきた良好な都市環境について、行政だけでなく多様な主体が協力・連携し、自ら運営する視点を持ってまちづくりに取り組むことが求められます。

《主要課題》

- まちづくりの主体となる市民や企業、NPO等の各種団体、大学等と協力・連携し、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組、市民や事業者等が自ら都市空間を積極的に利活用できる仕組みの構築
- 維持管理の見直しや施設の統廃合等による、計画的かつ効率的な公共施設マネジメントの推進